

## フランス大統領五年任期制（Quinquennat）導入に係る二〇〇〇年九月二四日憲法改正レフェランダムについて

九州大学フランス公法研究会

<https://doi.org/10.15017/2266>

---

出版情報：法政研究. 68 (3), pp.117-170, 2001-12-27. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

### Ⅲ 憲法改正レフェランダム の投票結果とその分析・評価

#### 1 はじめに

ここでは、二〇〇〇年九月二六日のル・モンド紙 (*Le Monde*, Mardi 26 Sept. 2000) において報じられた記事に基づいて、共和国大統領五年任期制 (*Quinquennat*) を対象とする今回のレフェランダムの結果と分析、その評価を紹介する。

#### ① これまでのレフェランダムとの対照

すでにⅡ「大城執筆部分」においても述べられているように、今回のレフェランダムは、第五共和制が施行され、一九五八年第五共和国憲法の下で実施されたレフェランダムとしては、八回目のもにあたる。やや重複するかもしれないが、ここであらためて、今回のレフェランダムの特色を確認しておこう。

そこでまずは、後掲する「表1」(パリ第一大学 CAMBY 教授の論文に所収されるもの)を参照していただきたい。この表を手がかりに、以下適宜敷衍しながら、今回のレフェ

ランダムの特色を三点ほど指摘しておく。

すなわち、今回のレフェランダムは、

i これまで実施された全八回のレフェランダムのうちで、一九六二年(第二回目)のエヴィアン協定採択(九〇・八%)、八八年(第六回目)のニューカレドニア自治問題(八〇%)、六一年(第一回目)のアルジェリア問題(七四・九%)について四番目の、七三・二%という比較的高い賛成票で承認された。

ii しかしながら、賛成もしくは反対という意思表示以前の問題として、六九・八一%という極めて高い棄権率を記録した。

つまり、今回について高かった、それまでのなかで突出していた八八年のニューカレドニア自治問題のレフェランダムの棄権率(六三・一二%)<sup>i)</sup>を約六ポイントも上回っている。今回の異例の棄権率の高さは、第一回から第七回までの棄権率平均が、約三二・三%であったことに比較しても明瞭である。

iii これまでの全八回のうちで、唯一初めて第五共和国憲法第八九条の規定を根拠に実施されたレフェランダムである。

すなわち、前回までの七回のレフェランダムはすべ

て憲法第一一条の規定に基づいて、官報掲載の政府提案あるいは両議院の一致した提案に基づいて、大統領が、特定の法律案——すなわち、公権力の組織に関する法律案、憲法に反しないが諸制度の運営に影響を及ぼす可能性のある条約の批准を承認するための法律案、さらに一九九五年以降はこの二つに、国の経済・社会政策およびそれにかかわる公役務についての改革に関する法律案が加えられた——をレフェランダムにかける（同条第一項<sup>(2)</sup>）というパターンを採った。

しかし今回は、首相の提案に基づく共和国大統領の憲法改正発議権（これは国会議員にも存する）の行使、両議院による改正案の同一文言での評決、そののちのレフェランダムによる改正の承認（確定）という、第八九条第一項および第二項所定の一連の憲法改正手続<sup>(3)</sup>の一端として実施されたものである。

② 結果をめぐるル・モンドの論調

さて、当日のル・モンドは、レフェランダムの前提になった前述のiiiの事実（ジョスパンとシラクの選択）についても部分的にふれているが、その第一面トップにおいては、何よりも、結果自体にかかわるiとiiを大々的に報じてい

表1 【第五共和制下のレフェランダム】\*

\* CAMBY (J-P.), < Le référendum et le droit (A propos du référendum du 24 septembre 2000) >, R.D.P. n°1-2001, p.21. : ANNEXE.

実施日	根拠条文	対 象	意思表明票のうち		棄権率 (%)
			賛成 (%)	反対 (%)	
1958. 9.28	1946年憲法・第90条	第五共和国憲法案の採択	85.1	14.8	20.6
1961. 1. 8	憲法第11条	アルジェリアでの民族自決に関する法案	74.9	25	26.2
1962. 4. 8	憲法第11条	エヴィアン協定の採択	90.8	9.1	24.6
1962.10.28	憲法第11条	憲法第6条および第7条の改正	62.2	37.7	23.03
1969. 4.27	憲法第11条	元老院の再編とレジオンの改革に関する法律	46.8	53.13	19.08
1972. 4.23	憲法第11条	数か国が共同体に加盟するための条約の承認	67.7	32.3	39.64
1988.11. 6	憲法第11条	ニューカレドニアの自治	80	20	63.12
1992. 9.20	憲法第11条	マーストリヒト条約の承認	51.04	48.96	30.32
2000. 9.24	憲法第89条	共和国大統領5年任期制	73.2	26.8	69.81

資料。しかし、この日のル・モンドに通底する論調、ないしは今回の事実の伝え方は、iよりも、むしろiiの結果をどのように受けとめるのかという点にある。

前述Ⅱでもふれられているように、こうした棄権率の高さは、大方の予測通りのものであった（たとえば、フィガロ紙 *Le Figaro* では、事前の棄権率予測は六一%であり、仮にそれが六五%を超えた場合には、有権者の完全な無関心のあらわれであると予測していた）。

しかし、有権者の七割が投票所に赴かなかったという実際の無関心は、何を意味するのだろうか。以下、ここでの記述の主たる関心事は、まさにこの点に向けられることになる。

ところで、この日のル・モンドで報じられたさまざまな立場からの結果分析および評価の要約については、以下の3以降の記述に譲ることにする。そこでまずは、以下の2において、報じられた今回のレフェランダムの結果自体について、また、投票行動ないしは投票現象の特色について紹介しておく。<sup>(4)</sup>

## 2 投票結果と特色

### ① 前例のない棄権率の高さ

結果の詳細については、当日の紙面の第一面に掲載された結果一覧（「表2」として後掲した）を参照していただきたい。結果は、賛成もしくは反対の意思表示をした者（投票者のうちで白票ないしは無効票を投じた者を除く者）のうちで、賛成が七三・一五%に達した。よって、共和国大統領五年任期制は圧倒的支持で承認されたといえる。

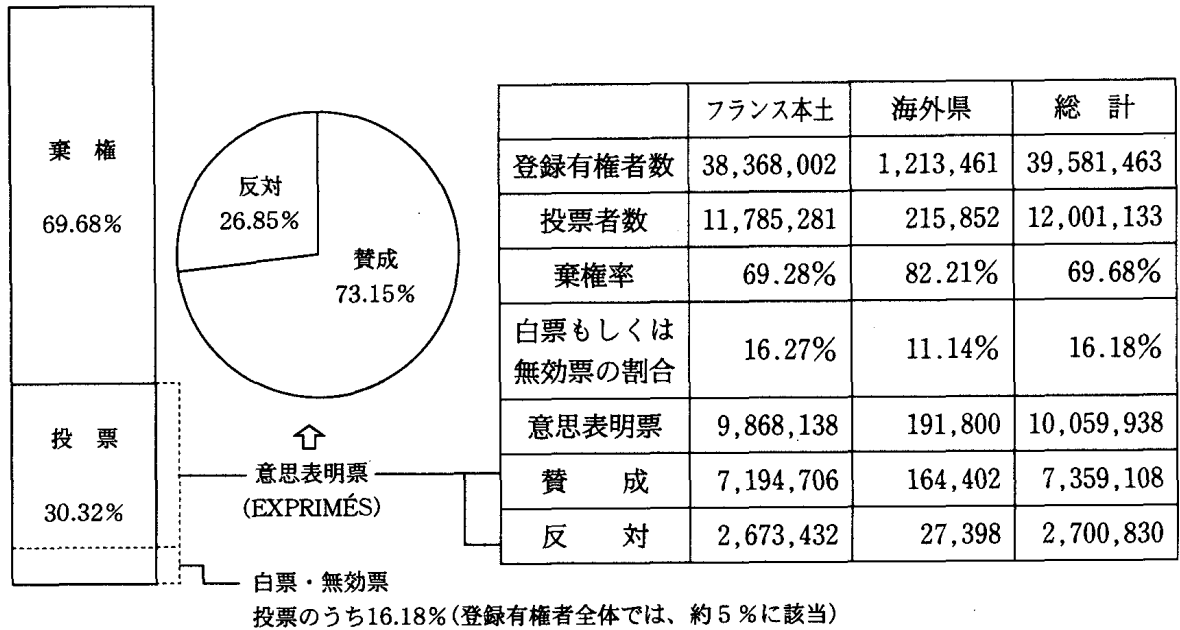
しかし、登録される有権者（約三八〇万人）を一〇〇%とした場合に、実際に投票を行った者は三〇・三二%にすぎない。すなわち、実に、総有権者の六九・六八%（約二六五〇万人）は、今回のレフェランダムを棄権しているのである（「表2」によれば、一〇〇人の有権者のうちで、およそ七〇人が投票に行かず、行った三〇人のうちで七人が反対し、一八人が賛成したことによって、承認された勘定になる。なお、さらに各種項目別の棄権者の割合については第三面に掲載された一覧を「表3」として後掲しているので、あわせて参照されたい）。

ちなみに、県レベルの分布図でみると、棄権率が七一%を超えた県は二〇県あった。すなわち、地中海地方

表2 【レフェランダムの結果】\*

\* Le Monde, Mardi 26 Sept. 2000, p.1.

登録有権者のうち



- 登録有権者を100人とすれば、70人が棄権し、(残りのうち)5人が白票ないしは無効票を、18人が《賛成》票を、7人が《反対》票を投じていることになる。

七県中の五県 (アルプ・マリタイム Alpes-Maritimes、ヴァール Var、プーシュ・デュ・ローヌ Bouches-du-Rhône、ガール Gard、エロー Hérault)、オート・コルス (la Haute-Corse)、ローヌ・アルプス レジオン (la région Rhône-Alpes) の中核地域 (ロワール Loire、ローヌ Rhône、イザール Isère、アン・アイン、サヴォアおよびオート・サヴォア les deux Savoies、ソヌ・エ・ロワール Saône-et-Loire)、北部 (バ・ラン Bas-Rhin、モーゼル Moselle、ムルト・エ・モザール Meurthe-et-Moselle、アルデンヌ les Ardennes、マルヌ la Marne)、およびイル・ドゥ・フランス (l'Île-de-France) 北部の二県 (セヌ・サン・デニ Seine-Saint-Denis、バル・ド・ワーズ Val-d'Oise)。

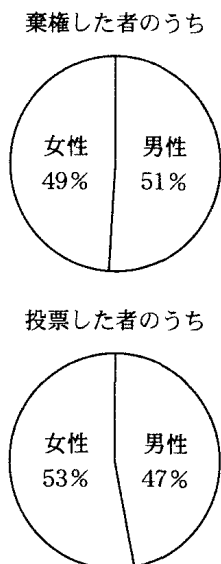
さらに、六九%—七二%の棄権率を記録したおよそ二〇県のほとんどは、都市部もしくは工業地域にある北部フランスの県であった。反対に、西部フランスとくに南西農村地域では、棄権率はより低かった。

なお、棄権率が六五%以下だった県は、以下の六県である。ロット Le Lot (六一・二五%)、コローズ la Corrèze (六二・五九%)—この県は、ジャック・シラク (Jacques Chirac : 共和国大統領・共和国集合 (党) RPR (Rassemblement Pour la République)) と、フアンソワ・オー

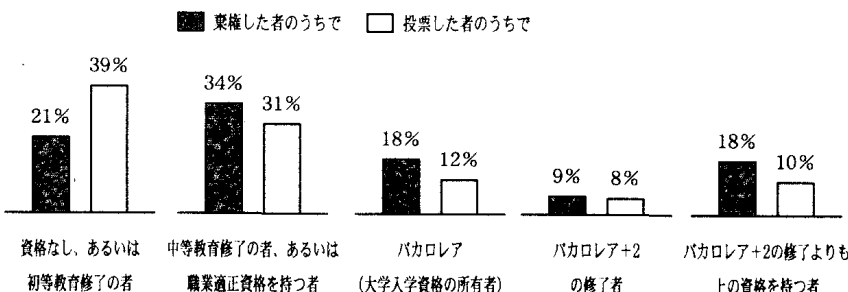
表3 【性別、卒業資格別、年齢別、職業別にみた棄権者の割合】\*

\* Le Monde, Mardi 26 Sept. 2000, p.3.

性別



卒業資格別



年齢別

年齢別	棄権した者のうち (%)	投票した者のうち (%)
18-24歳	12%	10%
25-34歳	22%	19%
35-39歳	30%	28%
50-64歳	20%	23%
65歳以上	16%	20%

職業別

職業別	棄権した者のうち (%)	投票した者のうち (%)
農業従事者	2%	2%
商工業従事者・事業主	3%	2%
上級管理職	6%	8%
中間管理職	12%	10%
ホワイトカラー	19%	16%
ブルーカラー	20%	15%
退職者ないしは非就職者	38%	47%

【執筆者補註】 この表のうちの「年齢別」の項目において 執筆者が波線を引いている部分「39歳」は、原典表記のままである。おそらくこれは、「49歳」の誤りではないだろうか。また、表中の「職業別」の項目設定も原典に忠実に訳出・表記しているが、私見としては、こうした項目ないしはレベルの設定が重複を免れないように思われる。よって 設定の実益が果たしてどの程度あるのか、さらには、データとしての合理性を担保できるのか、疑問である。

② 白票ないしは無効票の位置づけと棄権の意味 (1)

投票所に赴いた三〇・三二%の有権者(約一一五〇万人)を一〇〇%とした場合に、そのうちの二一・一八%の者が、賛成か反対か意思表示をすることなく、白票ないしは無効票を投じた。このうち、平均六九・六八%という今回のレフエランダムにおける高い棄権率を、その立て役者であるシラクとジョスパン(Lionel Jospin:首相・社会党PS)は、どのようにみただのか。さらにはこうした現実が、彼らの責任問題を惹起することにはならないのか。加えて、反対勢力は(あるいは支持勢力自体も)、こうした有権者の無関心をどのように評価しているのか。このような問題を要約・紹介するのが、以下3および4ということになる。

そこで、ここでは、以下の②および③において、とくに棄権と白票ないしは無効票をめぐる問題を敷衍しておきたい。

ランド (Francois Hollande: 社会党PS (Parti Socialiste) の第一書記) の地盤である——) タルン Le Tarn (六三・六二%)、ドルドーニュ La Dordogne (六三・九%)、オート・ヴィエンヌ La-Haute-Vienne (六四・三七%)、パリ Paris (六四・八三%)<sup>(5)</sup>。

さて、平均六九・六八%という今回のレフエランダムにおける高い棄権率を、その立て役者であるシラクとジョスパン(Lionel Jospin:首相・社会党PS)は、どのようにみただのか。さらにはこうした現実が、彼らの責任問題を惹起することにはならないのか。加えて、反対勢力は(あるいは支持勢力自体も)、こうした有権者の無関心をどのように評価しているのか。このような問題を要約・紹介するのが、以下3および4ということになる。

効票を投じた。

白票と無効票については、狩漁党 CPNT（狩・漁・自然・伝統(党) (Chasse Pêche Nature et Traditions)）がその投票の呼びかけを事前に行っていた（前述Ⅱ-3-④ないしはⅡ-4-②を参照）。フランス本土に限っていえば、投票総数に占める白票ないしは無効票の割合は、一六・二七%に至ったが（「表2」参照）、この平均値と比較して、その割合が二一%を超えている県は二〇県ほどあり、その半数の県は狩漁党 CPNT の地盤であったとされる。<sup>6)</sup> こうした数字の見方だけをとってみても、狩漁党 CPNT による呼びかけが、全体としての程度効を奏したかについての評価はわかれることになるだろう。

しかし、このような狩漁党 CPNT の地盤における「明確な反応」は、何よりも地域に根差した狩猟従事者たち (Les chasseurs) の感情あるいは利害を損なうような立法政策に対する抵抗の率直なあらわれでもある。また、こうした支持者の反応の素早さに加えて、一九九九年の欧州議会議員選挙において、狩漁党 CPNT が六名の議席を獲得したことは、看過できないこの政党の勢力を印象づけることになった。まさに今回のレフェランダムにおいても、狩漁党 CPNT は「その盤石さを遺憾なく発揮した」のである。

資料

党首のジャン・サンジョゼ (Jean Saint-Josse) はいう。「地方から距離をおく立場を採る政治家は許されない」。「地域密着型の運動」を展開する狩漁党 CPNTこそが、「唯一、狩猟に関する法を推進することのできる政党なのだ」と。<sup>7)</sup> 一部の地域において、こうした狩漁党 CPNT の勢いが白票・無効票の増加に確実に反映したことは明白である。

しかし、今回のレフェランダムで投じられた票のうちで白票ないしは無効票が一六・一八%を占めたことは「全国レベルの各種の投票においても、群を抜いて多い」ものであった。すなわち、狩漁党 CPNT による呼びかけの効果はひとまず措くとしても、各種選挙（レフェランダムのみならず、通常の議会選挙や共和国大統領選挙、欧州議会議員選挙）一般にみられる傾向として、白票もしくはは無効票が増加する傾向にある。そして、そうした全般的な傾向の中でも今回の白票・無効票の多さは群を抜いているのである（この点につき後掲する「表4」を参照されたい）。<sup>8)</sup> こうした結果をどのように理解すべきか。フランス人民の選挙全般への無関心のあらわれとみるべきか。あるいは、その増加傾向の一端なのか。

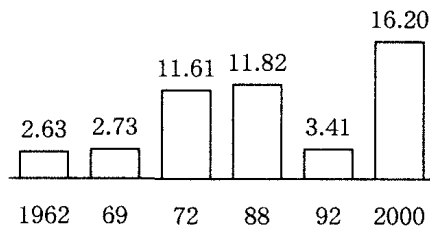
棄権ないしは白票・無効票を投じるといふ投票行動は、選挙の争点（あるいはそのテーマをめぐるアクターたち）に

表4 【各種投票にみる白票もしくは無効票の占める割合の緩やかな増加傾向】\*

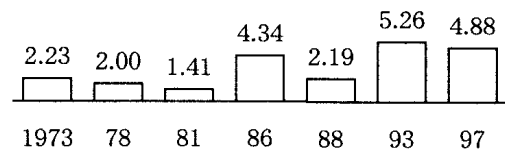
—数値は投票率に占める割合(%)である—

\* *Le Monde*, Mardi 26 Sept. 2000, p.4.

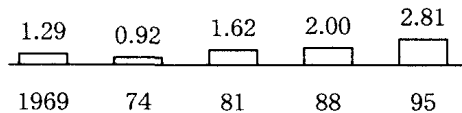
## レフェランダム



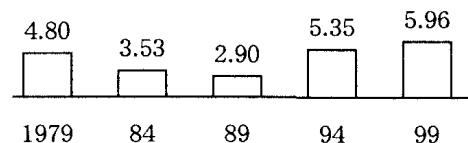
## 議会選挙(第1回投票)



## 共和国大統領選挙(第1回投票)



## 欧州議会議員選挙



対して、「自分は賛同しない」という意思表示をするために  
行われるものである。こうした投票行動——白票・無効票  
を投じることによる参加、もしくは投じないことによる棄  
権——が、白票・無効票の分布図とどのような相関関係に  
立つのかについては、とくに特別な意味を考えることもな  
い。事実、今回の大統領五年任期制導入のレフェランダム  
においても、「ジエール *le Gers*、ドルドーニュ、ロート  
(最高の参加率であった)、アビニョン *l'Aveyron*、タルンと  
いった、最低の棄権を記録した一〇県のうちの五県が、白  
票もしくは無効票が最も多かった一〇県のうちに入ってい  
る」。一部地域において狩漁党 *CPNT* の呼びかけの効果  
があったとしても、有権者は今回の投票の一方のアクター  
が、対立するアクターとあえて政治的闘争を繰り広げるよ  
うな実益を感じなかった(賛成が多数を占めるのはわかり  
きつたことだと見切った)のである。<sup>(9)</sup>

だとすれば、今回のレフェランダムにおける棄権率ない  
しは白票・無効票投票率の異例の高さは、少なくとも、大  
統領五年任期制というテーマ自体の魅力のなさや、賛成な  
いしは反対を演出するアクターたちの議論の不在や盛り上  
がりのなさ(有権者へのアピール不足)に由来するもので  
あったとみることができるともかもしれない。さらには、そ



れまでに築き上げられてきた。どうせ五年任期になるのだ」といった「見切り」を有権者に抱かせるだけの雰囲気（それを生み出してきた政治状況）に由来するものであったのかもしれない。

### ③ 白票ないしは無効票の位置づけと棄権の意味(2)

もつとも、棄権は参加自体の放棄であり、白票ないしは無効票は参加の上での無関心の表明として理解することもできる。よって、厳密に言えば、両者は区別されるべきものになる。

そこで、白票ないしは無効票を投じた者については、それを、あえて投票行動をとったという点でとらえつつ、しかし公民精神(civisme)としては決して明確なものをもつてはいない者だ、と説明することもできるだろう。<sup>10)</sup>

さらに今回のレフェランダムでの白票ないしは無効票をめぐっては、興味深い現象がみられた。

当日のル・モンドにおいて紹介されている事例は、無効票として処理されることになった票のなかに、有権者が投票所にわざわざハサミとテープをもちこんで「noni」すなわち、右半分が「oui」、左半分が「oui」という票を作つて投じていたというケース（これは、シラクには non、大統

領のみならず元老院議員の五年任期制や外国人の参政権等の政策には oui という意思表示の産物とされる）、さらには「oui であろうが、non であろうが、そんなことはとるに足らないことだ」というメッセージ（レフェランダムへの幻滅の表明）をあえて投票用紙に記入しているというケースである。数は不明であるものの、こうしたいわば「小細工票」は無効票には変わりないが何らかの特別の意思表示を行っている票といえる。<sup>11)</sup>

ところで、無効票や白票は、一般には投票結果に反映しないカテゴリーの票として理解されている。しかし、詳細は不明であるものの、ヨーロッパではスウェーデンのみがこうした票を特別にカウント（候補者獲得票の総数への算入。レフェランダムの場合には、賛成か反対の意思表示票への算入を実施）しているようである。また、こうした志向は、フランスにおいても「白票党 (Parti blanc)」という組織の活動（白票めいた用紙の配布というデモンストレーションによるアピール）を通じて主張されているようである。<sup>12)</sup>

他方で、棄権の問題については、レフェランダムを有効にするための最低参加値の要請も考慮される。

この日のル・モンドの紹介に拠れば、ヨーロッパにおいてこの定足要件が導入されているのは、イタリアとポルト

ガルである。イタリアでは、法律の廃止が問題とされる場合にのみ定足要件が採られるが、ここでは有権者の五〇％の参加が求められている。また、ポルトガルでは、レフェランダムについて登録有権者の少なくとも五〇％の参加が要請される。一九九八年六月にポルトガルで実施された自由な意思による妊娠中絶を処罰しないことについてのレフェランダムが、参加数を充足できずに無効となったのはこの定足要件のためである。<sup>13)</sup>

こうした最低参加値の問題もまた、フランスにおいて議論されているようである。具体的には、今回のレフェランダムにおいて反対の論陣を張った、フランス集合(党)RPF(Rassemblement Pour la France)の党首シャルル・パスクア(Charles Pasqua)が、投票結果判明のちにこの議論を持ち出している。その要因は、パスクアの期待していたほどに反対票が投じられなかったことにあるようである。フランス集合(党)RPFのフィリップ・ドウ・ヴィリエ(Philippe de Villier)の出身県であるヴァンデ(Vendée)では、反対票が平均値を上回っているものの、それでも九九年の(欧州議会議員選挙における)この地域でのパスクアの得票に比べれば、四ポイント弱も低かった。こうした地盤での芳しくない数値をも容れて、パスクアは、F2

(France 2)の放送において、有効有権者定足数を五〇％に設定し、その数値を割った場合には、改革は最初から凍結されるべきである旨をコメントしている。パスクアは、たかだか有権者の七％の賛成で改革が実現することには不満なようである。<sup>14)</sup>

もっとも、前述の1でも確認したように、今回のレフェランダムはこれまでとは異なつて、憲法第八九条を根拠に実施されているものである。それゆえに、五〇％の定足数要件の問題については、さらに憲法第一条に基づくこれまでのレフェランダムにおけるこの要件の充足との関連においても議論の余地は残されると思われる。

### 3 各勢力の反応・動向ないしは結果への評価

2-1 ①でも述べたが、とくに棄権率の高さについての反応が、ここでの共通軸になる。

なお、シラクおよびジョスパンの反応・動向と結果への評価については、以下4においてあらためて要約する。

## ① 賛成勢力

### 【共和国集合(党) RPR】

#### a 複雑な党内事情の反映<sup>(15)</sup>

党の今回のレフェランダムキャンペーン・ディレクターであるエリック・ラウー(Eric Raoult)によれば、共和国集合(党)RPRは、今回のキャンペーンで、三週間にわたり県レベルでの一二五回のフォーラムを催したとされる。ラウーによれば、こうしたフォーラムは平均一五〇—二〇〇人が結集し、さらにマルセイユ(Marseille)やトゥールーズ(Toulouse)やボルドー(Bordeaux)といった大都市では、五〇〇—六〇〇人を集めたという。よって、共和国集合(党)RPRは、三週間で二万人の人々に直接に賛成票を投ずることを訴えたことになる。

記事では、こうした共和国集合(党)RPRのキャンペーンは——一九九五年の大統領選挙の第一回投票でシラク(前述したが、シラクは共和国集合(党)RPRに所属する)を支持した者のうちの七四%が大統領五年任期制に好意的な票を投じているとしても——無用のものではなかったと評されている。

資料 こうしたキャンペーンの成果が功を奏してか、少なくともラウーのおひぎもとであるセーヌ・サン・デニのランシー

(Raincy)においては、国内でも高い参加を記録することになった。こうした事実に向けたラウーの賞賛とやらんで、党首のミッシェル・アリオット・マリイ(Michèle Alliot-Marie)も、投票日である二四日の日曜日の晩に、自らが市長をつとめるサン・ジャン・ドゥ・ルーズ(Saint-Jean-de-Luz)で、全国平均よりも賛成票がわずかながらに高かったことに満足を表明している。

共和国集合(党)RPRの評価は、つぎのラウーの言葉に象徴的であろう。いわく「今回の七三%の賛成は我々が担っているのである。まさに我々こそが共和国大統領五年任期制を推し進めるのだ」と。

あえて棄権についての言及を避けて、自らが訴えた賛成についての七三%の支持を強調することは、想像するにたやすい。しかし、アリオット・マリイ婦人は、棄権の拡大に直面して、勝ち誇ることなく、賛成の勝利に満足するにとどめた。彼女はまた「二七年間いわれ続けてきたことを、シラクはやってのけただけだ」と評し、シラクがレフェランダムに訴えた理由をここであえて再確認している。また、党の政治顧問であるフランソワ・フィヨン(François Fillon)は、F2の放送で「四八時間のうちに我々の詳細な議論のすべてが忘れ去られてしまう。しかるに今後は、

共和国大統領が五年で選出されるというたった一つの選択だけが、人々の記憶にとどめおかれることになるのだ」と述べた。

共和国集合(党) RPR にあって、党首やディレクターが自らの地盤にかかわる数値について安堵を表明する背景、さらには、賛成の強調とそれに距離をおいた比較的覚めた分析が党内で生じている事情には、党内の分裂すなわち改革についての賛成派と反対派の内部対立という御家事情がある。しかし、その内部対立は反対派の沈黙によって収束をみた。記事ではこれを——おそらく党全体として今回の改革に適合するために沈黙を守ってあえて内部対立を隠すことに貢献しているという文脈で用いているものと思われるが——「礼儀正しい反対派 (OPPOSANTS DISCIPLINÉS)」と称している。

「礼儀正しい反対派」に属する元老院の共和国集合(党) RPR グループの長 ジョズラン・ドゥ・ロアン (Joselin de Rohan) の地盤ブルターニュは、七五%以上で賛成を得た唯一の主要なレジオンになった。こうした高い賛成は、大統領選の第一回投票においてシラクの選出を表明した各県すなわち、コレーズ、コルス・デュ・スウッド (Ia Corse-du-Sud)、オートコルス、ピレネー・アトランティック (Ies

Pyénées-Atlantiques)、オート・ピエンヌでも同様であった。しかし、先の共和国大統領選で明確にシラクに好意的な意思表示を行った、ロルヌ、マンシエ (Ia Manche)、パリ、オート・ドゥ・セーヌといった諸地域は、逆に、今回のレフェランダムでは賛成に好意的ではなかった県のなかに位置づけられている。

そして今回の共和国大統領五年任期制の支持者の一人であるニコラス・サルコジ (Nicolas Sarkozy) の地盤の市では、賛成が全国平均よりも一二ポイントも下回り、シラクを支えた共和国大統領五年任期制の擁護者 アラン・ジュペ (Alain Juppé) : ジュペは、シラクの大統領選出にもなっただけに共和国集合(党) RPR を引き継いだ人物である) の地盤であるボルドーでさえも、賛成票の平均はわずかに全国平均を下回った。

したがって、こうした共和国集合(党) RPR をめぐる記事から読み取れることは、今回のレフェランダムにおける賛成派の牙城である共和国集合(党) RPR も決して盤石ではなく、さまざまな評価を生み出す可能性を有していること、そして、共和国集合(党) RPR の地盤であるからといって、セオリー通りの賛成多数ないしは積極的な参加を実現できたわけではないという現実であろう。

## b ジュペへの評価<sup>(16)</sup>

国民議会議員でポルドー市長、かつての首相でもあった、今回の共和国大統領五年任期制の主要な先駆者の一人、アラン・ジュペは、今回のレフェランダムの結果について、以下の三つの観点から言及している。

まず、共和国大統領五年任期制については、「今回の改革はよいものであるが、結局それは共和国大統領の意向にそったものである。そのことを彼は自身の冒頭演説のなかで明言している。ところで、棄権率が極めて高いことは真実であるが、人々はなぜそうなったかということをも熟知しているのである。すなわち、今回の棄権率の高さの理由は、まずもって最終的にフランス人民が争点の不在を了知したということ、そして、極めて活発な棄権のキャンペーンが展開したこと、最後に、フランス人民の関心事はよそに向けていたことにある」と語る。

つぎに、レフェランダムの原理と手続について、ジュペは、シラクの行った選択をいまさら再検討する必要はないという文脈から、「国民直結型の(proximate)あるいは参加型の民主主義を念頭に置いた極めてアクティヴな取り組みを持続せねばならない」と語る。これは、ひそかな彼の後悔でもあったようである。ここでの「アクティヴな取り組み

み」とは、具体的には、右派全般が「自らのシャツを濡らさなかったこと」「この表現は、アクティヴな取り組みを右派は一切やらなかったということの意味するのだろうか」、共和国集合(党) RPRに同じく、今回の投票で賛成の立場を採ったフランス民主主義連合(党) UDF (Union pour la Démocratie Française : 総裁はかつての大統領、ヴァレリー・ジスカル・デスタン Valéry Giscard d'Estaing である)が、そのポスター上に、レフェランダムへの投票をはっきり記載しなかったこと——「この日曜日に人々が投票に行ったときのジスカル・デスタンのメディアいたるところでの不似合いな光景は、七月一四日以来みられなかったものである」——を指している。

最後に、シラク支持を維持しつつ、ジュペはあらゆる政治階級が今回の歴史的な棄権率に責任があると説く。いわく、「このこと『今回の歴史的な棄権率』は、有益なショックを引き起こした (Cela devrait provoquer un choc salutaire)。民主主義自体への信奉は、今回の七〇%の棄権が生じたことを理由にやめられるべきものではない。もつとも、こうしたことは、私自身には該当しないのだが」と。

## 【フランス民主主義連合(党) UDF】

a バールの評価とリヨンの結果<sup>17)</sup>

共和国集合(党) RPR のパートナーである、フランス民主主義連合(党) UDF については、この党派に属するかつての首相で、リヨン(Lyon)市長でもあるレーモン・バール(Raymond Barre)のコメントが掲載されている。

この党派の立場から離れば、実は、バール個人は、今回のレフェランダムにはひそかに批判的な見解を抱いていた。リヨンにおいて賛成票の割合が全国平均値より低かった結果を受け、バールはつぎのように語っている。

「私の立場が誰にも影響を与えたとは思わない。なぜなら私はキャンペーンをしなかったからだ。私がそれを拒んだのは、反対のキャンペーンを行うことが共和国大統領を攻撃することとして受け取られたからである」と。しかし、おおよけには賛成支持の立場に立ち、実際に投票にも赴きながらも、今回の結果についてバールは、「悲しい出来事である『Une triste affaire』』という言葉を発表してしまった。

リヨンでの賛成票の割合が低かったことは、反対のキャンペーンを行っていたフランス集合(党) RPF のパスクアヤ、あるいは同じく反対を支持した右派である国民戦線

(党) FN (Front National) の党首ジャン・マリー・ル・ペン(Jean-Marie Le Pen)のキャンペーンに、リヨン市民が反応した結果なのだろうか。どうも、そうとはいえないようである。ル・モンドが伝えるところによれば、ル・ペンはリヨンにやってはきたものの、リヨンにおける彼の党の要人と店で食事をとっただけで満足してしまっていたし、パスクアに至っては、そのキャンペーンのための会場をがらにしてしまうありさまであった。

結局のところは——この記事で用いられる特色ある用語を引くならば——今回のレフェランダムは「(世論)調査支配の産物『fruit de la sondocratie』』ということになるだろう。

こうした、投票に先立った事前の調査結果とその報道(賛成が多数を占めるであろうこと、高い棄権率が打ち立てられるであろうこと等)を前提とした、有権者の志向(投票行動)の結果が、たまたまこうしたりリヨンの状況を生ぜしめた、とみるほかはないのかもしれない。

## b ジスカール・デスタンと、フランソワ・ベルー

## (Francois Bayrou) の評価

共和国大統領五年任期制の提唱者であり、シラクの《よきライバル》として常に引き合いに出されるジスカール・

デスタンは、「最善の手段は両院合同会議であった。しかし、大統領は別の手段を選んではまった」と語る。<sup>(18)</sup> よって、ジスカール・デスタンは、今回の棄権の結果を「大統領五年任期制への投票の拒絶ではなく、レフェランダムへの投票拒絶である」と受けとめる。<sup>(19)</sup>

ここでジスカール・デスタンのいう、両院合同会議 (Congrès) の手段を敷衍しておこう。それは、今回のレフェランダムの根拠条文である憲法第八九条のうち、第三項において規定される手続である。すなわち、1—①—iii で示したような、首相の提案に基づく共和国大統領の憲法改正発議権(これは国会議員にも存する)の行使、両議院による改正案の同一文言での評決、そののちのレフェランダムによる改正の承認(確定)という、今回のレフェランダムが採った同条第一項および第二項所定の手続とは別に、第三項は、政府提出の改正案について共和国大統領が、両院合同会議(その理事部は国民議会議事部に設置)としての性格で招集される国会への付託決定を行った場合には、同改正案がレフェランダムにかけられないことを規定する(なお、この場合の承認要件は、有効投票数のうちの五分の三の多数である)。<sup>(20)</sup>

しかし、シラクが実際にこの第三項の両院合同会議の選

択肢を採らなかつた以上は、いまさらそれを嘆いても仕方がないだろう。そこでジスカール・デスタンは、今後を見越して、《アメリカ合衆国のような》議会議員選挙と大統領選挙とのカップリングを推奨している。<sup>(21)</sup> これは、フランスにおける二〇〇二年の選挙日程をめぐる問題に直結することになるだろう(なお、ここでジスカール・デスタンは、またベルーも、大統領選後の議会選を主張する)。この点については、のちにふれることにする。

また、ベルーも、今回の結果については「深刻な政治危機」であり、フランス人民からの「信任の危機」にほかならないとみる。そして「そもそも提案と体制が何であるかを深く考え直す」必要性を強調している。<sup>(22)</sup>

#### 【自由民主(党) DL (Démoctatie Libérale)】

党首であるアラン・マドリン(Alain Madelin)は、今回の結果を受けて、つぎのように語っている。「レフェランダムは死んではいない」。それは「フランスを打開するためには、比類のない道具なのだ」と。また、マドリンは、「過度に集中した権力を、フランス人民、労使双方(Les partenaires sociaux)、そして自治体に再分配すること、そのために議会の権力バランスを回復すること」を引き続

資料  
き求めている。<sup>(23)</sup>

すなわち、自由民主(党) DL は、ここでも依然として  
レフェランダム の役割の再確認と有効性を強調しているよ  
うに見受けられる。

### 【社会党 PS】

当日のル・モンドを参照する限りでは、断片的にしか、  
その評価をうかがい知ることができない。それは、社会党  
PS がジョスパンの所属政党であることから、当然に(以  
下4でみるような)首相としての彼の評価と矛盾しない反  
応ないしは結果の評価を予定しているせいなのだろうか。

しかしながら、他方では、党内においてもさまざまな  
声が上がっているようである。たとえば、国民議会の財政  
委員会の社会党議員のトップであるアンリ・エマニュエリ  
(Henri Emmanuelli) は、F2における投票結果の解説放  
送において、悲嘆しながら、「フランス人の七〇%が家に  
いたことは、民主主義にとっては悪しきことだ」と明言し  
ている。また、党第一書記であるオーランドは、TF1  
(Télévision Française 1)において、不安げに「熱意のな  
い民主主義」観を表明している。<sup>(24)</sup>

こうした各議員の評価は、果たしてジョスパンの評価と

矛盾しないのだろうか。

### 【市民運動(党) MDC (Mouvement Des Citoyens)】

党首であるジャン・ピエール・シユヴェーヌマン (Jean-  
Pierre Chevènement) は、つぎのように述べる。「考えな  
ければならない本当の問題は、いかなる秩序のもとで「二  
〇〇二年の」共和国大統領選挙および議会議員選挙が実施  
されることになるのかということだ」と。すなわち、シユ  
ヴェーヌマンの志向も(ここでの議会選挙の繰り延べ実施と  
いう彼の主張をみても)、ジスカール・デスタンやベルーと  
連動していることがうかがえる。<sup>(25)</sup>

### ② 反対勢力

#### 【フランス集合(党) RPF】

反対への投票キャンペーンを推し進め、投票日直前の集  
会でも「棄権は何の役に立たない」と強調していた党首パ  
スクアの思惑は、反対票ができれば三〇%を超えて欲しい  
という点にあった。こうした期待は、極右である国民戦線  
(党) FN の地盤や、パリでも裕福な地域として知られる  
第七区、第八区、第一六区、リヨンの第二区、第六区等  
はかなえられており、かつ、パリ郊外のヴェルサイユ



(Versailles)では、反対支持が四〇・七六%にまで達している。<sup>(26)</sup>

しかし、意思表明票のうちでの二六・八五%という反対支持の結果は、七割という異例の棄権率にかき消されてしまったことになった。

TFIで、パスクアが「民主主義はまさに病にある」と冷めきった態度でコメントしたことは、<sup>(27)</sup>パスクアの棄権率観をまさに象徴する事実であろう。そして、こうした結果は、パスクアに最低参加値の議論を主張させることにつながる(前述2-③を参照されたい)。

大統領五年任期制の反対者の一部が投票所に赴いて反対票を投ずることを嫌った状況に直面してもなお、パスクアは今回のフランス集合(党) RPFのキャンペーンについて以下のように述べている。「私は反対票への投票を呼びかけながらフランス中を歩き回った。私には投票が成し遂げられなければならないという確信があったのだ。このことは、自分とは違って、大政党のリーダーたちがいかなる運動もしてはいいないことによっても裏づけられている」と。<sup>(28)</sup>

また、ドウ・ヴィリエは、このレフェランダムが「これまで人々によって政治階級に対して課された最大の打撃である」と評して、シラクとジョスパンを糾弾している。<sup>(29)</sup>

### 【国民戦線(党) FN】

今回のレフェランダムを、「裏切りだ」「惨敗を招くものだ」「尻へ向けた蹴り足の一撃だ」「大きな犠牲を払って得るほどの価値もない、陳腐な勝利だ (une victoire à la Pyrrhus)」と、折にふれて、さまざまな表現を用いて酷評してきた党首ル・ペンは、反対票の結果以上に、棄権率の高さを取り沙汰している。いわく、シラクとジョスパンの「惨敗」は、「課された政治手法に向けられたフランス人民の否認」である、と。<sup>(30)</sup>

さらにル・ペンは、以下のようにも述べる。「賛成の数と有権者数、さらには投票結果とシラク||ジョスパン両氏の支持割合を比較しなければならぬ。もしも私が彼らの立場ならば、「投票日の」翌朝は、道の真ん中は歩けない (Je raserai les murs)」。今回のレフェランダムにおいて有権者が投票しようとも思わなかった者たち「シラクとジョスパン」を支持するのならば、今後は「彼らへの」投票をやめることだ」と。つまり、ル・ペンは、有権者との「隔たり」による今回の惨敗に言及するために、棄権率の高さを取り上げたにすぎない。したがって、ル・ペンは、シラクとジョスパンへの責任追及をここでとどめて、彼らへの辞職を要求することには極めて消極的な態度を採って

いる。それは、自らが共和国大統領になるだけの資格をもちあわせてはいないといった彼の言動に裏づけられているのかもしれないし、あるいは、そうはいいつつも、現時点でシラクとジョスパンへの辞職要求をすることによって、実は、自らが今後の大統領選において憂き目にあうことをおそれていることに拠るのかもしれない。<sup>(31)</sup>

【共和国国民運動(党) MNR (Mouvement National  
Republicain)】

他方で、国民戦線(党) FNに同じ極右であり、かつてのル・ペンの右腕であった共和国国民運動(党) MNR党首のブルーノ・メグレ(Bruno Mégret)は、今回の棄権率の数值を「惨敗」を語る材料だけにはとどめおかない。メグレは、ル・ペンのような躊躇を抱くことなく、以下のように言及する。「今回のレフェランダムを真に意味あるものにするためには、シラク大統領は五年任期制を自らに適用してその職を辞するべきだ」と。<sup>(32)</sup>

シラクは一九九五年の共和国大統領選挙で選出されているから、今回承認された五年任期制は、次回の大統領選挙が実施される二〇〇二年以降に適用される。よって、シラクの選出から五年を経てレフェランダムが実施された現時

点(二〇〇〇年)では、すでにシラクの任期七年のうちの五年の経過をみているのである。よって、いずれの政党の党首クラスにあっても、二〇〇二年を軸とする議論を展開している。しかし、そのなかで唯一メグレのみが、高い棄権率という結果を受け、ただちにシラクへの五年任期制の適用を持ち出して、その辞職を主張している。この点は非常に興味深い。

③ 棄権を主張していた勢力

【フランス共産党 PCF (Parti Communiste Français)】

党首ロベール・ユー(Robert Hue)は、大量の棄権が生じた結果について、棄権が「主要な政治上の選択である」とを語っている。<sup>(33)</sup>

ここでの「選択」は、「投票を棄権したフランス人民の割合七〇%」すなわち「二八〇〇万人のものである」。「幾人かの主張とは相容れないものになるのだろうか、棄権という行動は、レフェランダムを拒絶するものでもなければ、普遍的な投票に対する無関心を意味するものでもない」。しかしながら「フランス人民は自らの生活にかかわる問題についての諮詢を望むのである。政策として望まれるべきは、共和国の諸制度の多様な現代化と実質的な民主化であ

る」と。

ユーの棄権の主張の背景には、五年任期制による共和国大統領の権限増大に並行して、議会の権限強化をも図るべきという思想があった（前掲Ⅱ-3を参照されたい）。しかし、七割にも上った棄権の現実、果たしてこうしたユーの思想への賛同ないしは共鳴の結果として生じたものといえるのだろうか。

ユーが市長を務めるバル・ドワーズの市をみると、その棄権率は六三・八％であった。これは、平均よりかなり低い値である。さらに、パリ地方における共産党地盤の自治体において棄権率の増加傾向についての異論が生じてきており、棄権傾向は決して普遍的なものではなかった。<sup>(34)</sup>

この日のル・モンドをみる限り、高い棄権率の結果は、必ずしもフランス共産党 PCF のキャンペーンの成功の証ではなかったようである。

#### 【労働戦線(党) LO (Lutte Ouvrière)】

党首アルレット・ラギューエ(Arlette Laguiller)は、つぎのように述べる。今回の棄権は、「人々の奥深い不満を反映したものだ。その不満とは、国の諸機関が人々の懸念する根本問題に無関心であることなのだ」と。<sup>(35)</sup>

#### 【革命共産同盟(党) LCR (Ligue Communiste Révolutionnaire)】

党首アラン・クリヴィヌ(Alain Krivine)は、今回の結果は「シラクとジョスパンにとってみては、全体的な敗北」であると述べる。<sup>(36)</sup>

そして、今回の共和国大統領五年任期制が「フランス人民にとつての、深刻な茶番劇 (farce tragique)」であり、「このレフェランダムを推し進めてきた者たちがめぐらしてきた策略は、大統領制を基礎に置く第五共和制の諸制度を承認する大量の棄権によって挫折した」と評する。<sup>(37)</sup>

#### ④ 白票の投票を主張していた勢力

##### 【狩漁党 CPNT】

前述した2-②を参照されたい。

もつとも、党ないしはその支持者の感情や利害を損なう立法政策への抵抗ないしは不満の表明として、狩漁党 CPNT が今回のレフェランダムの機会を利用して、以上は、白票・無効票の割合が著しく高かった今回の結果に、彼らはとりたてて不満を感じてはいないだろう。それは先に引いた、党首であるサンジョゼの自信みなぎる発言からもうかがえる。

今後実施されるさまざまな投票においても、地域に根差した政治の実現を唱えつつ、その組織の盤石さをもって、狩漁党(CPNT)は躍進を遂げることになるのだろうか。

#### ⑤ その他

#### 【緑の党 Verts (Parti écologiste)】

事務局長であるジャン・リュック・ベナミア(Jean-Luc Bennahmias)は、今回の投票を「まぎれもない大失敗」と判断し、「政治階級全体にその責任がある」と言明した。<sup>(38)</sup>さらに、党所属の国民議会議員ノエル・マメール(Noël Mamère)は、F2において、人々が「共和国の危機のさなかに置かれているのだ」という、いつものコメントを発している。<sup>(39)</sup>

#### 4 シラクおよびジョスパンの反応・動向ないしは結果への評価

##### ① シラク大統領

##### a 高棄権率過小評価のためのレトリック<sup>(40)</sup>

大統領五年任期制の導入よりも、むしろレフェランダムそのものを重要視していたシラク(前述Ⅱ-5-1①も参照

されたい)は、投票日の数日前までは、以下のような彼個人の見解を示していた。それは、高い棄権率は「レフェランダムにとって致命的な打撃を与えるもの」であり、「民主主義の改革に対する歯止め」になるというものである。しかし、投票結果にみられる前例のない棄権率の高さについては、その重要性を認識しながらも、シラクとともども、それを過小評価することで意見の一致をみた。棄権が高かった結果は確かに芳しくはないが、それは決して無関心のあらわれではないと断言することで、フランス人民を納得させようとしたのである。<sup>(41)</sup>

ここでシラクは、《篡奪された「特定の者のみに独占されたという意味であろうか」民主主義(La démocratie confisquée)の拒絶》というレトリックを用いる。

そこですまずは、シラクの民主主義観を確認しておこう。いわく、民主主義は「絶えず獲得されるものでなければならぬ。それは尊重され、守られねばならないものだ。またそれは、拡大され、刷新され、深められねばならないものだ。そして民主主義は、我々の切望するところに耳を傾け、それにこたえるために、我々によりいっそう要請されねばならないものだ」。「我々の民主主義は国レヴェルでの二つの投票「二〇〇二年実施の大統領選と議会議員選挙」ま

での間にその呼吸を停止してしまつてはならないものであるし、あるいはそれが、選挙のキャンペーンのレヴェルに還元されることがあつてはならないものである。我々は、市民の民主主義、公的活動への参加を行うことを喜ばしいと感ずる民主主義、市民としての信念を表明する民主主義、一般的利益にかかわるサーヴィスが市民の能力をもつて運営される民主主義を構築せねばならない」と。<sup>(42)</sup>

そしてそのためには、何よりも、市民がおおやけの活動に参加することが求められ、今後はよりいっそうの直接民主主義ないしはレフェランダムに訴えかけなければならぬと説く。いわく「棄権は、十分なレフェランダム、十分な民主主義を意味しない」。よつて棄権回避のためにも、「フランス人民に問いつづけるようにしておくことが、とりわけ重要なのである」と。<sup>(43)</sup>

#### b 「地域民主主義」強化の再論<sup>(44)</sup>

このレフェランダム行使の容易さは、さらに人民発案型のレフェランダムの導入（なお、前述Ⅱ-5-1①も参照されたい）のみならず、地方レヴェルでのレフェランダムの可能性の拡大にもつながる。シラクはこの点を強調し、再び

「地域民主主義」強化の論陣を張つた。

資 料  
なお、地方レヴェルでのレフェランダムについては、

「一九九二年二月六日の法律」によつてその組織化が容認された。さらには「地方自治法典、第L.二一四二—一条」において以下のように規定されている。「コミュニヌ〔市町村に該当〕の有権者は以下の決定についての諮問をなす。すなわちコミュニヌ当局が、その権限にかかわる諸問題を決定する必要がある場合」。もつとも、こうした規定にもかかわらず、実際にはつぎのような問題が残されている。それは、この地方自治法典の条文中にある「諮問」が諮問的価値しかもたないこと、そして一九九四年に国土整備に関する法律が議会で審議されたときに、当時のバラデュール(Baladur)内閣が、その他の自治体すなわち県とレジオンにまで、その有権者が直接に「諮問」をなす権利を拡大するという修正を容認しなかつたことである。<sup>(45)</sup>

#### c ル・モンドの見方

《篡奪された民主主義の拒絶》というシラクの理念に読み込めるものは、参加の不十分さの強調と、地方レヴェルまで予定した今後のレフェランダムの積極的活用であつた。しかしそれは、棄権率過小評価のためのレトリックとしても理解される。

この点、当日のル・モンドは、結果の深刻さに鑑みれば、果たしてシラクとジョスピンのこうした、いわば棄権率過

小評価の戦略が、果たしてフランス人民を納得させたのかは不確かであると説く。記事によれば、シラクによる数週来のレフェランダムへの参加の呼びかけは「あやまち」を犯したことにほかならないという。すなわち、シラク自身も認めているというこの「あやまち」とは、シラクがこの問題について最初にインタビューを受けたときに、「フランス人民が *oui* というならそれもよし、また、*non* というならばそれもよし」と発言し、レフェランダムの結果についての彼自身の無関心を表明していたことである。<sup>(46)</sup>

ここに至って、高い棄権率すなわち有権者の無関心を過小評価するシラクの姿勢は、有権者にはどのようなうつつたのだろうか。この点については、のちにふれることにする。

### D シラクのディレンマ (Le dilemme de Jacques Chirac)

ところで、シラクは今回のレフェランダムへの参加の呼びかけに加えて、賛成票への投票も呼びかけていた。これは実質的な任期五年制を提唱する大統領の「ひととなり」にかかわる問題にもなる。いわば、今回のレフェランダムは、新たなもしくは予定よりも早まった、実質的な共和国大統領選挙としての性格をもたざるを得ないものであった。

こうした今回のレフェランダムの性格づけは、シラクが、人民への諮詢については、いささかのプレヴィシット的な性格をも反映させないと強調していたことからすれば、矛盾することになる。

当日のル・モンドは、こうした見方に基づいて、それでもあらゆる投票がなおプレヴィシットではないといえるのか、このことが考慮されねばならない、と説いている。<sup>(47)</sup>

### ② ジョスパン首相

#### a 「諸制度の現代化」における投票結果の位置づけ<sup>(48)</sup>

ジョスパンが民主主義ないしは諸制度の「現代化」の意思を最初に強固に表明したのは、一九九七年六月一九日の一般演説においてであった。この時点でジョスパンは、公選職任期の五年ベースの調和を提唱し、共和国大統領の任期(七年)がとくに問題になると明言していた。もちろんジョスパンは、レジオンの議員の任期(目下六年)、元老院議員の任期(目下九年)のことも当然に考慮している。

さらに、こうした「現代化」の流れとして、その後のジョスパンは、九九年七月の「男女共同参画 (Parite)」の憲法条文化「第五共和国憲法第三条第五項の規定を参照されたい」や、「二〇〇〇年四月五日の法律」による——元

老院についていまだ手つかずである——「委任重複〔兼職〕制限 (limitation du cumul des mandats)」の実現といった改革を、矢継ぎ早に実現させてきた。<sup>(49)</sup>

だからこそジョスパンは、今回のレフェランダムにおける共和国大統領五年任期制の承認の結果について、今回の当該改革が「現代化」の「準備段階」であり、「我々は、今回の改革が、諸制度の民主主義化と現代化に寄与する」「一九九七年以降実施されてきた」その他の改革の先に位置づけられることに目を向けなければならぬ」と、コメントしている<sup>(50)</sup>のである。

#### b 棄権率の高さの過小評価<sup>(51)</sup>

前述の通り、棄権率の高さを過小評価することについて、ジョスパンはシラクと同調している。

投票日である九月二四日日曜の晩に、早くもジョスパンは以下のコメントを発している。「本日投票に行ったフランス人民の大多数は、共和国大統領五年任期制に好意を示した。今回の諮詢についての極めて脆弱な参加をまのあたりにしたとしてもなお、私は、私自身が望んだ今回のこの改革の結果を喜ばしく思う」と。<sup>(52)</sup>

資料  
シラク同様に、この点でのジョスパンの責任をどのよう  
にみるべきなのか。

#### ③ 棄権率をめぐる責任の所在

——世論調査が示すもの——

賛成多数によって改革が承認されたという結果以前の問題として、やはり今回のレフェランダムにおいては、有権者の約七割にも及んだ前例のない棄権率の高さについての責任の所在が問われるべきであろう。

この問題について、この日のル・モンドは興味深いデータを提示している。すなわち「CSA [Conseil Supérieur de l'Audiovisuel] の調査によれば、レフェランダムで投票した者の半数(四七%)が、今回の棄権率についての主たる責任がシラクにあることを表明し、三〇%の者がジョスパンが責任を負うべきとしている。Ipsos によって実施されたアンケートでは、棄権の第一次的責任は政党にあり(六四%)、そして、ついでほぼ同数の割合で、シラク(五一%)およびジョスパン(四九%)にあることが示されている」と。

ル・モンドは、この数値をして、「フランス人は欺かれなかった」と評した。<sup>(53)</sup>

5 おわりに——残された課題と今後の方向性<sup>(54)</sup>——

## ① 二〇〇二年にむけた《選挙日程上の問題》の解決

先にもふれたがフランス民主主義連合(党) UDF のジスカール・デスタン(およびベルー)は、二〇〇二年の二つの選挙をめぐる日程の秩序問題について、五月の共和国大統領選挙を据え置き、三月に予定されている国民議会議員選挙の方を繰り延べることを考えている。彼らの主張に拠るならば、そうすることによって、一九九七年の解散によって崩壊した《秩序の回復》が、二〇〇二年に実現をみることになる<sup>(55)</sup>という。

もつとも、こうした共和国大統領が選出されてからのちに議会勢力の確定をみるのか、それとも、このまま三月の議会選挙の終了を受けてから五月の大統領選を待つのか。

ジョスパンは、シラクとのかねあいもあって、現時点においては、このような《選挙日程上の問題》(manipulation electorale)《について、自らの率先したイニシアティブをとろうとはしていない。またシラクも「選挙操作」への懸念から、あえて前者の選択(日程変更)にふみきることは消極的である(前述Ⅱ-6を参照されたい)。

こうした二〇〇二年の《選挙日程上の問題》に、どのよう

な解決策が与えられるのだろうか。回答のための猶予はそれほど長くはないだろう。そしてここでの回答が、果たして至当たり得たのかという評価には、さらなる時間が必要になるはずである。この日のル・モンドをみる限りでは、今後の保革連合成立についての実際の可能性、さらには共和国大統領あるいは議会の権限の変更を生み出す可能性については、やはり未知数のままという印象を受けた。

## ② 「諸制度の現代化ないしは民主主義化」上の問題

## ——残された元老院改革——

共和国大統領五年任期制が実現したからといって、ジョスパンの目指す「諸制度の現代化ないしは民主主義化」が完結するわけではない。

今回のレフェランダムの結果(共和国大統領五年任期制の承認)を受けて、九年任期のまま(さらに委任重複「兼職」制限も留保されたまま)である元老院議員たちは、自分たちが無傷のままではいられるのか、いられないのならば自らの手でいかに「自己組織化」を実現するか、その対応を現実化させている。

すなわち、もはや元老院議員の任期短縮問題は「タブー」ではないのであり、二〇〇〇年の初夏以降、わずか



ひと月で六本もの改革法案が提出されている(改革を長期にわたって望んでいた左派から二法案、右派から四法案。議員個人の資格で提出)。たとえば、ローヌ(Rhône)選出のセルジュ・マシユー(Serge Mathieu)は四年任期を提案し、元老院議長(共和国集合(党) RPR所属)であるクリスチャン・ポンスレ(Christian Poncelet)は「時代の趨勢だから」と語って六年任期を提唱している。しかし、ポンスレに同じ共和国集合(党) RPR所属で、ピレネー・アトランティック選出のルイ・アルサペ(Louis Althape)は、「私の見解では、元老院議員の六年任期への短縮は、大統領五年任期制と同じく、じくらしいに発展的でないものである」(A mon avis, le mandat de six ans, il sera aussi "sec" que le quinquennat<sup>(56)</sup>)と述べる。

このような元老院における自発的な議論の進展をひとまじく評価できたとしても、それを伝える当日のル・モンドの記事が、「元老院を「静寂の寺院」と比喻していることに注目しなければならぬだろう。すなわち、元老院は先を切って意見を述べることがない組織であって、そこでは、関心が分かれていることを理由に、時間稼ぎをする手法がしばしばみられるようである<sup>(57)</sup>。

資料  
元老院が「諸制度の現代化ないしは民主主義化」から取

り残されないだけの「組織化」を実現できるのは、果たしていつのことなのだろうか。この点も、ひろく共和国大統領五年任期制の問題と関連づけて留意しておかねばならない今後の課題といえるだろう。

### ③ 憲法第八九条に基づくレフェランダム

最後に、今回の大統領任期五年制の導入を問う憲法改正のためのレフェランダムが、第五共和国憲法第八九条に根拠を置くものであったことに立ち戻っておこう。

先にみた一九九五年の憲法第一条の改正による対象法律案の拡大(1-1①-iiiを参照されたい)は、フランス人民に政府の活動のすべての領域を諮詢することを可能にした、極めて「好意的な」改革であった。にもかかわらず、ここ五年来この規定は行使されていない<sup>(58)</sup>。

しかし、これまでみてきたように(その理由づけはともかくも)シラクは、今後の積極的なレフェランダムの活用を明言しているし、第一条がさらに「使い勝手のよいもの」になっていることは事実である。

選択の要件に差異があり、対象とされる事案の性質にも拠るだろうから一概に論ずることはできないが(先例としての評価をひとまず今後委ねさせてもらえば)、今回のレ

フェランダム実施の意義はやはり大きかったように思われる。すなわち、今回の第八九条に基づくレフェランダムが憲法に規定される事項について憲法改正のための手段として用いられるいわば限定的なものであったとしても、今回のその第一歩は、今後生ずるであろうさまざまなテーマを第一条に基づくレフェランダムの行使をも含めて、ひろくレフェランダムに問うことを実質的に拡大化することにもつながるはずである。

しかしながら、こうした楽観的な展望以前の問題として、そもそもこうしたレフェランダムの積極利用の方向自体を「是」としてよいものなのか。他方では、今の時期だからこそ、あえて立ち止まって、その意味を考えてみる必要があるのではないかと思う。

ジャック・ロベール (Jacques Robert) もいう。「内容的にみて、すべての大問題についてフランス人に直接に問いかけることができるということが、よいことなのであるか。市民が質問されていることを十分に理解できるように提示される問題は、あいまいなところのない、十分明確なものであることは確実であろうか。大きな問題である」と<sup>(59)</sup>。こうした問題提示の明確性に加えてさらには、フランスにおける「国家元首の人気の低さ」を理由とするプレヴィ

シツト的なレフェランダムの今日における非現実性、これまでは認められなかった(ただし、本稿でもシラクが取り沙汰していることは確認できた)「人民の(下からの)イニシアティブ」によるレフェランダムの発展可能性等にも目を向けなければならぬだろう。<sup>(60)</sup>

このように、残された課題と今後の方向性をめぐる議論は尽きない。フランスの経験ないしは先取を報じる当日のル・モンドを参照して、こうした雑想を抱いた。

(1) *Le Monde*, Mardi 26 Sept. 2000 p.3 (Gérard Courtois)

もいうように、確かに「ニューカレドニア問題のレフェランダムは、「フランス本土から」遠く離れた領土の将来にかかわるものであり、今日までの棄権率の準拠としては特異なものである。それにもかかわらず、今回のレフェランダムの棄権率は、この八八年のレフェランダムを超えている」。

もつとも、これまで実施されたレフェランダムの各対象(テーマ)が、フランス人民の関心をどれほど引いたのか、それをはかるメルクマールとして、棄権率の高さのみを引き合いに出すことは至当でないのかもしれない。本稿では、二六日当日の紙面しか参照していないために、さまざまな観点から、後日引き続き行われた(ている)であろう、その

要因分析を知ることができなかった。

ちなみに、同頁の Claude Wery の記事は、ニューカレドニアからカレドニア人たち (Les Kanaks) の無関心を伝えている。この記事によれば、カレドニアでは八〇%の者が今回のレフェランダムに棄権しているとされるが (Ouvéa というところでは、何と九八・一四%という棄権率の高さである)、ニューカレドニアの有権者たちのこうした棄権率の高さは、どうもフランス本国への無関心とは関連性が薄いようである。すなわち、記事が引用する(おそらくは八八年のレフェランダムとも無関係ではないであろう)「自らのことは自らが決めるべき」といった、さらには、「カレドニア人を動機づけるものがない」といった、彼らのコメントに象徴される、彼らの考え方・気質が、今回の投票行動に結びついたものと考えられる。すなわち、カレドニアにはカレドニアのカレンダーがあって、カレドニアで解決すべき固有の問題がある。自らの日常を優先することの方が、彼らにはより重要だったとみるべきなのだろう。

(2) 一九九五年の憲法第一一条第一項の改正は、「一九九五年八月四日の憲法的法律第九五—八八〇号 (LOI CONSTITUTIONNELLE n° 95-880 du 4 août 1995) に拠る。条文自体および新旧条文の対照につき、参照、*Constitution française du 4 octobre 1958 (coll. documents d'études n° 1.04 éd 1999)*, La documentation Française,

p.5.

(3) 第八九条については、*Ibid.*, p.13.

なお、第八九条および第一一条のほかに、一定の地域の民衆の自決のために、「関係を有する住民の同意」のためのレフェランダムが実施される可能性がある。これが、第五三条の適用(具体的には、フランス領である海外領土の分離)にかかわるレフェランダムの問題である。本稿ではこの問題については、紙面上でもとくに取り上げられていないようなので、あえて敷衍はしない。

(4) 当日のル・モンドにおける引用表記の方法については、前記Ⅱのスタイルにしたがう。すなわち通常の原文の引用は( )で行い、原文において強調がなされている場合の引用は〈 〉で括る。

(5) *Le Monde, op. cit.*, p.3 (Gérard Courtois).

詳細は、紙面 p.29. 以下にも掲載されているようだが、ここではこれ以上のデータには立ち入らない。なお、この九月二六日の時点ではカントンレヴェルでの集計はまともなっていないようである。もともと、ここでは、棄権率の高い県が同時に投票の多かった県を兼ねていることもあり、また、都市化が進んでいない地域で棄権率が極めて高かったとしても、逆に都市化された地域において棄権率が低かった現象もみられた。したがって、ここでの相関関係はそう単純に理解できるものではないようである。

(6) *Ibid.*, p.4 (Alexandre Garcia).

- (7) *Ibid.*, p.4 (Alexandre Garcia).  
 (8) *Ibid.*, p.4 (Cécile Chambraud).  
 (9) *Ibid.*, p.4 (Cécile Chambraud).  
 (10) *Ibid.*, p.4 (Cécile Chambraud).  
 (11) *Ibid.*, p.4 (Béatrice Gurrey).  
 (12) *Ibid.*, p.4 (Cécile Chambraud).  
 (13) *Ibid.*, p.3 (Gérard Courtois).  
 (14) *Ibid.*, p.7 (J.-L.S.) ヨーミンヤルのみどもんが' Jean-Louis Saux の譯文記述である。  
 (15) *Ibid.*, p.6 (Jean-Louis Saux). なお' ハンビのタイトルは' 内容との関連を考慮して' とくに執筆者が冠したものである。  
 (16) *Ibid.*, p.6 (Claudia Courtois).  
 (17) *Ibid.*, p.7 (Sophie Landrin).  
 (18) *Ibid.*, p.6 (Raphaelle Bacqué).  
 (19) *Ibid.*, p.2  
 (20) *Constitution française du 4 octobre 1958, op. cit.*, p. 13.

第八九条に基づく憲法改正としては、これまでどのところ、主にこの両院合同会議の手法が用いられてきた。この点をフォローする最近の邦語文献として、たとえば、室井敬司「フランスの憲法改正」比較憲法学研究・第8号(比較憲法学会・一九九六年)二八頁以下を参照。また、滝沢正「フランスにおける憲法改正―諸法典改正との比較の視点から

- 」北村一郎編集代表『現代ヨーロッパ法の展望』(東京大学出版会・一九九八年)とくに四二五―四二九頁も参照。  
 (21) *Le Monde, op. cit.*, p.6 (Raphaelle Bacqué).  
 (22) *Ibid.*, p.2.  
 (23) *Ibid.*, p.2.  
 (24) *Ibid.*, p.2 (Service communication).  
 (25) *Ibid.*, p.2 et p.6 (Raphaelle Bacqué).  
 (26) *Ibid.*, p.7 (J.-L.S.).  
 (27) *Ibid.*, p.2 (Service communication).  
 (28) *Ibid.*, p.7 (J.-L.S.).  
 (29) *Ibid.*, p.2.  
 (30) *Ibid.*, p.2.  
 (31) *Ibid.*, p.7 (Christiane Chombeau).  
 (32) *Ibid.*, p.7 (Christiane Chombeau).  
 (33) *Ibid.*, p.2.  
 (34) *Ibid.*, p.3 (Alain Beuve-Méry).  
 (35) *Ibid.*, p.2.  
 (36) *Ibid.*, p.2.  
 (37) *Ibid.*, p.3 (Alain Beuve-Méry).  
 (38) *Ibid.*, p.2.  
 (39) *Ibid.*, p.2 (Service communication).  
 (40) ここでのタイトルは' 内容との関連を考慮して' とくに執筆者が冠したものである。  
 (41) *Le Monde, op. cit.*, p.6 (Raphaelle Bacqué).

- (42) *Ibid.*, p.2.
- (43) *Ibid.*, p.6 (Raphaelle Bacqué).
- (44) 註釈(40)に同じ。
- (45) *Le Monde, op. cit.*, p.2 (G.C.) イニシャルのみであるが、Gerard Courtoisの署名記事であろう。  
なお、執筆者自身はもっぱら当該記事に依拠しており、ここで引用される法律および条文の原典まで参照していな  
いことを、おことわりしておく。
- (46) *Ibid.*, p.6 (Raphaelle Bacqué).  
なお、シラクは長期間にわたって共和国大統領の五年任期制には懐疑的であった。しかし、シラクのこうした立場を説得によって転換させたのは、ジョスパンである。シラクはこののち、改革に向けての積極的なイニシアティブを採ることになるが、先に本文でもふれたように、それは、五年任期制を実現するためのレフェランダムの実施というよりも、むしろ、レフェランダムの実施いかにかわるものであった。よって、以下の本文dでみるような「ディレンマ」に陥ることになるのだろう。
- (47) *Ibid.*, p.1 (Patrick Jarreau) *ちやむび* Jarreau は、p.18 において、「保革連合からの出口 (SORTIE DE COHABITATION)」という中見出しをつけて、「こうした問題を敷衍しているが、その詳細は割愛させてもらう。なお、前述のII-2-2も参照されたい。
- (48) 註釈(40)に同じ。
- (49) *Le Monde, op. cit.*, p.2 (G.C.).  
なお、執筆者自身はもっぱら当該記事に依拠している。  
*ちやむび* Constitution française du 4 octobre 1958, *op. cit.*, p.3. これは、当該第三条第五項の規定は未収であった。
- (50) *Le Monde, op. cit.*, p.6 (Raphaelle Bacqué) et p.2.
- (51) 註釈(40)に同じ。
- (52) *Le Monde, op. cit.*, p.2.
- (53) *Ibid.*, p.6 (Raphaelle Bacqué).
- (54) 以下に記す項目①-③としての要約および各々の記述においては、当日のル・モンドを参照する限りでの執筆者の展望ないしは私見が含まれることを、おことわりしておく。
- (55) *Le Monde, op. cit.*, p.6 (Raphaelle Bacqué).
- (56) *Ibid.*, p.6 (Jean-Baptiste de Montvalon).  
問題は、アルサペが、元老院議員六年任期制を評して用いる「sec」の意味をどのように解するかであろう。この用語法については、本稿Iにおいて大隈教授も確認されるところである。もっとも、ここでは「そのみ」「そっけない」という含意も容れて、あえて「発展的でない」とあてた。
- (57) *Ibid.*, p.6 (Jean-Baptiste de Montvalon).
- (58) *Ibid.*, p.2 (G.C.).
- (59) 引用、ジャック・ロベール(滝沢正訳)「第五共和制の行方」日仏法学・二(一九九八年)二四九頁。

資 料

- (60) ここでの詳細については、Hamon (F.), 《Actualité du référendum》, *le débat* n° 96 sept.-oct. 1997, pp.51-66.  
村田尚紀訳「フランシス・アモン『レフェランダム』の今日性」『関西大学法学論集・第四八巻第二号（一九九八年六月）一八一頁以下を参照。

(井上禎男)